

平成29年度 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種期間は 3月31日(土)までです

定期予防接種対象者の成人用肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部助成を行っています。今年度は、下記の対象者に対して予防接種費用の助成を行います。

● 29年度対象者（国が定めている対象者）

年齢	対象生年月日
65歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれの人
70歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれの人
75歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれの人
80歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれの人
85歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれの人
90歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生まれの人
95歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれの人
100歳	大正6年4月2日～大正7年4月1日生まれの人

● **実施期間** 3月31日(土)まで（ただし、診療時間内に限る）

● **接種料金** 2,000円

● **接種回数** 1回（過去にこのワクチンを接種したことがある人は、助成の対象となりません）

※このワクチンは、1回の接種で肺炎球菌の23種類の型に対して免疫をつけることができます。現在90種類以上の肺炎球菌の型が報告されています。「肺炎球菌ワクチンを接種すれば肺炎にかからない」ということではありませんが、この23種類の型で成人の肺炎球菌による感染症の80パーセントが予防できます。

● **実施医療機関** 町が委託している医療機関

田尻医院	53-0016	さかき診療所	53-1125
田辺クリニック	53-8211	和水町立病院	86-3105
森の里クリニック	0968-34-2800	石崎医院	0944-58-0117

※成人用肺炎球菌予診票は、委託医療機関および保健センターに準備しています。

※委託医療機関以外での接種を希望する場合は、予防接種依頼書などが必要です。事前に保健センターまでご連絡ください。

問 保健センター ☎57-3298

がんサロン“なんかんとっば会”

がんに関する悩みや不安について話し合う交流会を、経験者を交えて開催します。

- **対象者** 現在がん治療中の人およびその家族、がん体験者
- **開催日** 2月25日(土) 午後1時30分～3時30分
- **会場** 南関町交流センター
- **参加費** 無料

問 保健センター ☎53-3298 がんサロン代表: 鶴 智二郎

南関町分譲宅地

グリーンヒル二城

「南関町に住みたい」を応援します



※2区画購入が可能となりました ★MAP

※平成29年12月に条例改正を行い、隣接する区画については、2区画を併せて購入できるようになりました。なお、これまで同様1区画でも購入できます。

★区画図



(注)「済」につきましては、販売を終了しております。

★分譲価格表

区画	面積(坪)	坪単価(円)	価格(円)
10	88.55	38,000	3,364,900
11	77.63	38,000	2,949,940
15	72.75	37,000	2,691,750
16	70.48	37,000	2,607,760

南関町相谷1712

※カーナビの機種によっては表示できない場合があります。



問 まちづくり課 まちづくり推進係 ☎57-8501

家畜・家きんの 小規模所有者は 定期報告が必要です

家畜・家きんの飼養者は飼養状況を毎年1回県へ報告することが義務付けられています。

小規模所有者に該当する人は、毎年2月1日時点の種類と頭羽数を報告書に記入し、平成30年2月28日(土)までに役場経済課へ提出をお願いします。

小規模所有者とは、次の家畜の飼養者を行います。

1. 牛、水牛、馬の場合：1頭
2. 鹿・めん羊・山羊・豚(ミニブタを含む)・いのししの場合：5頭以下
3. 鶏・あひる(あいがもを含む)・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合：99羽以下
4. だちょうの場合：9羽以下

※報告書の様式は、役場経済課に用意しています。

問 経済課 農林振興係 ☎57-8504

果樹の優良品目・品種への 改植を応援します

玉名地域果樹産地協議会では、果樹の産地間競争力を高めるために果樹経営支援対策事業を実施します。

事業内容	助成額	事業実施要件
柑橘類から果樹への改植 〔みかん⇒みかん〕 〔みかん⇒栗・梅など〕	23万円/10a(定額)	【対象者】 産地計画で位置づけられた 担い手の農業者
梨のジョイント栽培への改植	32万円/10a(定額)	
その他の改植 (もも・栗・柿・ぶどう・梨など)	16万円/10a(定額)	
小規模園地整備 (園内道の整備など)	事業費 1/2以内	※その他の条件あり
用水・灌水施設の設置	事業費 1/2以内	

果樹経営支援対策事業でまとまった改植を実施すると未収益期間の栽培管理経費の支援を受けられます
補助率：定額22万円/10a(改植の翌年から4年分)

なお、事業を実施するうえで条件などがあります。

事業実施希望の人は3月9日(土)までに、ご連絡ください。

問 経済課 農林振興係 ☎57-8504